

卸売市場法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第19号

卸売市場法施行条例施行規則の一部を改正する規則  
卸売市場法施行条例施行規則（昭和46年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開設の許可申請書の添付書類) 第3条 略</p> <p>(委託手数料に関する事項) 第4条 <u>条例第4条第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 委託手数料の徴収の方法に関する事項</u> <u>(2) 委託手数料の額の決定に関する事項</u> <u>(3) 委託手数料の額の周知に関する事項</u></p> <p>(取扱品目の部類) 第5条 略</p> <p>第6条・第7条 略</p> <p>(事業の譲渡し等の認可申請書及び添付書類) 第8条 略 2・3 略 4 前3項の申請書には、第3条又は第6条に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(相続の認可申請書及び添付書類) 第9条 略 2 前項の申請書には、第3条又は第6条に定める書類を添付しなければならない。</p>	<p>(開設の許可申請書の添付書類) 第3条 略</p> <p>(取扱品目の部類) 第4条 略</p> <p>第5条・第6条 略</p> <p>(事業の譲渡し等の認可申請書及び添付書類) 第7条 略 2・3 略 4 前3項の申請書には、第3条又は第5条に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(相続の認可申請書及び添付書類) 第8条 略 2 前項の申請書には、第3条又は第5条に定める書類を添付しなければならない。</p>

第10条～第17条 略

第1号様式（第7条関係）  
略

第2号様式（第15条関係）

事 業 報 告 書  
香川県知事 殿  
年 月 日

地方卸売市場の名称

氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊟  
(署名又は記名押印)

卸売市場法施行条例第19条第1項及び同条例施行規則第15条の規定により 年  
月 日から 年 月 日までの事業報告書を提出します。

第1 業務の状況 略

第2 経理の状況 略

第3号様式（第17条関係）  
略

第9条～第16条 略

第1号様式（第6条関係）  
略

第2号様式（第14条関係）

事 業 報 告 書  
香川県知事 殿  
年 月 日

地方卸売市場の名称

氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊟  
(署名又は記名押印)

卸売市場法施行条例第19条第1項及び同条例施行規則第14条の規定により 年  
月 日から 年 月 日までの事業報告書を提出します。

第1 業務の状況 略

第2 経理の状況 略

第3号様式（第16条関係）  
略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。